

2023年10月19日  
団体年金事業部

## 2019年財政検証結果と次回財政検証の論点 ～ 2024年財政検証に向けて（第2回）～

2024年は公的年金の健康診断にあたる財政検証が実施されることから、公的年金、さらにこれを補完する私的年金（企業年金・個人年金）に関する制度見直しの議論が、現在、社会保障審議会で進められています。

今後の公的年金、私的年金の制度見直しの議論を理解していただくために、公的年金の仕組み・足元の財政や法令改正の状況等について、2回に亘り解説します。

第1回では、公的年金の財政検証に関連する基礎知識を解説しましたが、第2回では、2019年の財政検証の結果、それ以降の主な法令改正と次回財政検証の論点を解説します。

### 【ご参考】

厚生労働省 HP 将来の公的年金の財政見通し(財政検証)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html> から

・「2019年財政検証結果のポイント」<https://www.mhlw.go.jp/content/000540198.pdf>

・「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019年財政検証結果—」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000540199.pdf>

・「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—2019年オプション試算結果—」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000701875.pdf>

厚生労働省 HP 第4回社会保障審議会年金部会

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_230530.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230530.html)

厚生労働省 HP 第86回社会保障審議会年金数理部会「資料1 厚生労働省追加提出資料」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000710400.pdf>

国立社会保障・人口問題研究所 HP 日本の将来推計人口（令和5年推計）

[https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp\\_zenkoku2023.asp](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp)

### 【目次】

第1章 2019年財政検証の結果概要

第2章 オプション試算

第3章 2019年財政検証以後の法令改正について

第4章 2024年財政検証に向けて

おわりに

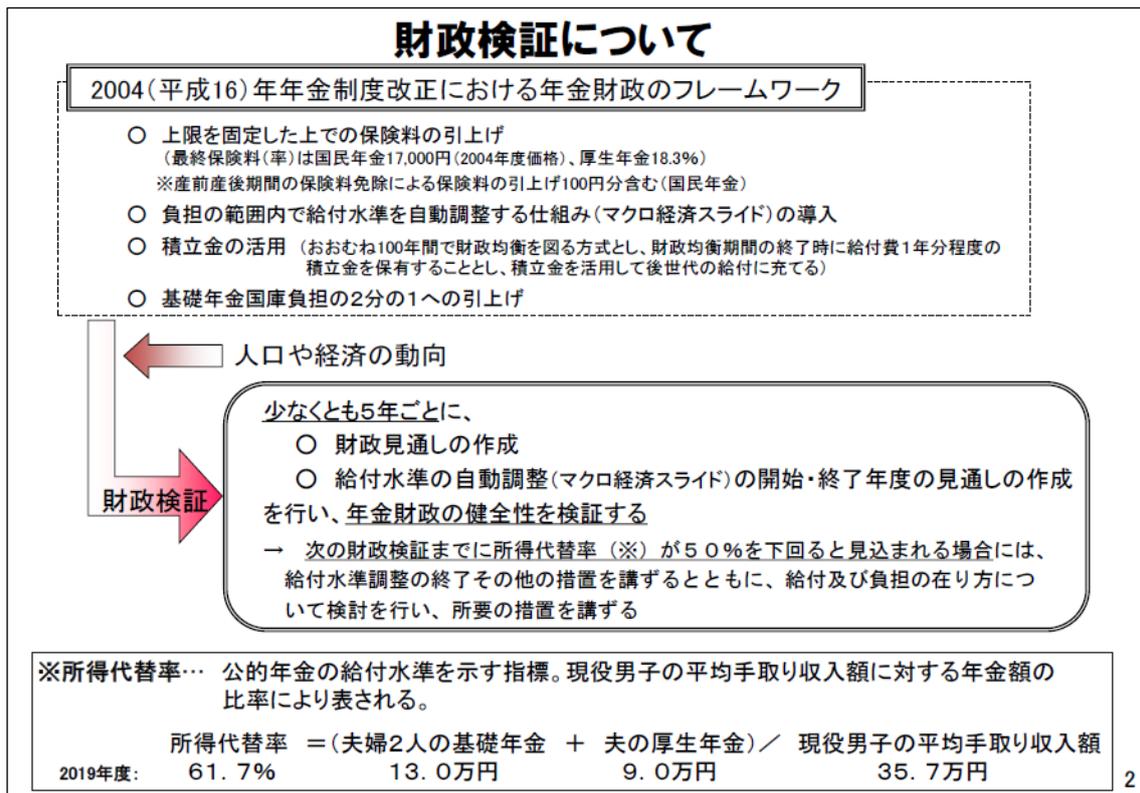
# 第1章 2019年財政検証の結果概要

## (1) 財政検証の目的

第1回で解説しましたとおり、2004年の制度改正により公的年金財政は、保険料水準を含めた給付財源が固定化され、その範囲内で給付を調整し財政の均衡を図る仕組みとなり、それ以降は5年に1度、概ね100年間の年金財政の見通しを作成する「財政検証」を行うことになりました。

この給付調整の仕組みであるマクロ経済スライドの進捗状況を確認することが、財政検証の主たる目的ですが、給付の調整は際限なく行われるものではなく、概ね100年間の財政均衡期間において年金給付の財源(保険料・積立金)と給付が均衡することが確かめられれば調整は終了します。また、現役世代の平均賃金に対する、モデル世帯(夫が会社員で妻が専業主婦だった高齢夫婦)の標準的な年金額の割合である「所得代替率」が50%を下回ることが見込まれる場合は、給付の調整を終了し制度を見直すものとされています。

直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、年金制度の財政の見通しを作成したうえで、長期的な収支の均衡と、マクロ経済スライドの終了時期および将来の給付水準の見通しを確認することで、年金財政の健全性を検証することが、財政検証の目的です。



(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019年財政検証結果—」

## (2) 財政検証の前提

年金財政の見通しの作成に当たり、直近の人口や社会・経済状況を踏まえた社会・経済前提を設定する必要がありますが、2019年は高成長のケースから低成長のケースまで全6つのケースを設定しました。これは財政検証が100年に亘る超長期の推計であることを踏まえ、短期的な変動に囚われず長期的な視点で妥当と考えられる範囲で前提を設定しているためです。

実際、物価上昇率、賃金上昇率の前提については、2019年当時の実績と比べると高めであるものの、直近の実績は逆に前提を上回る水準です。遠い将来の社会・経済状況は不確実であることから、財政検証は、複数のシナリオを幅広く想定したうえで、その結果について幅広く解釈することが大切です。

社会・経済状況の主たる前提は次のとおりです。

### ① 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

「日本の将来推計人口(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)」に示されている合計特殊出生率および死亡率について、それぞれ中位・高位・低位の3ケースを設定しています。今回の中位推計(出生中位・死亡中位)では、2065年において、合計特殊出生率は1.44、平均寿命は男性84.95歳、女性91.35歳でした。また総人口は2015年実績の1億2,709万人から2065年に8,808万人に減少すると推計されています。

なお、2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所より最新の将来推計人口が公表されましたが、これによると2070年の推計は、中位推計で合計特殊出生率は1.36、平均寿命は男性85.89歳、女性91.94歳となり、5年前よりも少子高齢化(特に少子化)が進む推計となっています。次回の財政検証は、この推計を使用することが見込まれるため、制度の持続性に与える影響が注目されます。

### ② 労働力率の前提

2019年3月に取りまとめられた「労働力需給の推計」((独)労働政策研究・研修機構)に基づいて設定されています。将来の経済状況の仮定に応じて若者、女性、高齢者等の「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」、「経済成長と労働参加が進まないケース」の3ケースを使用しています。

「経済成長と労働参加が進むケース」では、労働力人口(70歳以上を除く)は2017年の約6,400万人から、2040年までには約5,600万人へと減少します(中位推計(出生中位・死亡中位)の場合)。

### ③ 経済前提

2028年度までの足下の前提は、内閣府の試算に準拠し、2029年度以降の長期の前提は、マクロ経済に関する試算に基づき、幅の広い複数ケース(6ケース)設定しています。

このマクロ経済に関する試算により、実質経済成長率、賃金上昇率等の経済指標を推計しますが、経済成長率の要素である技術革新に当たる全要素生産性(TFP)上昇率は特に将来の不確実性が大きい要素であることから、このTFP上昇率を軸に6ケースを設定しています。

なお、各ケースのTFP上昇率は、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績(0.3%~1.2%)等を踏まえて設定しています。TFP上昇率よりも、この前提で算出された経済成長率(▲0.5%~0.9%)を見るとケースごとの差が分かりやすいものと思います。

図表 1 社会・経済状況に関する主な前提

	経済前提 2028年度まで	将来の経済状況の仮定			経済前提(2029年度以降)			(参考) 経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケース I	内閣府試算 「成長実現ケース」	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケース II			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケース III			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケース IV	内閣府試算 「ベースライン ケース」	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケース V			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケース VI		経済成長と 労働参加が 進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

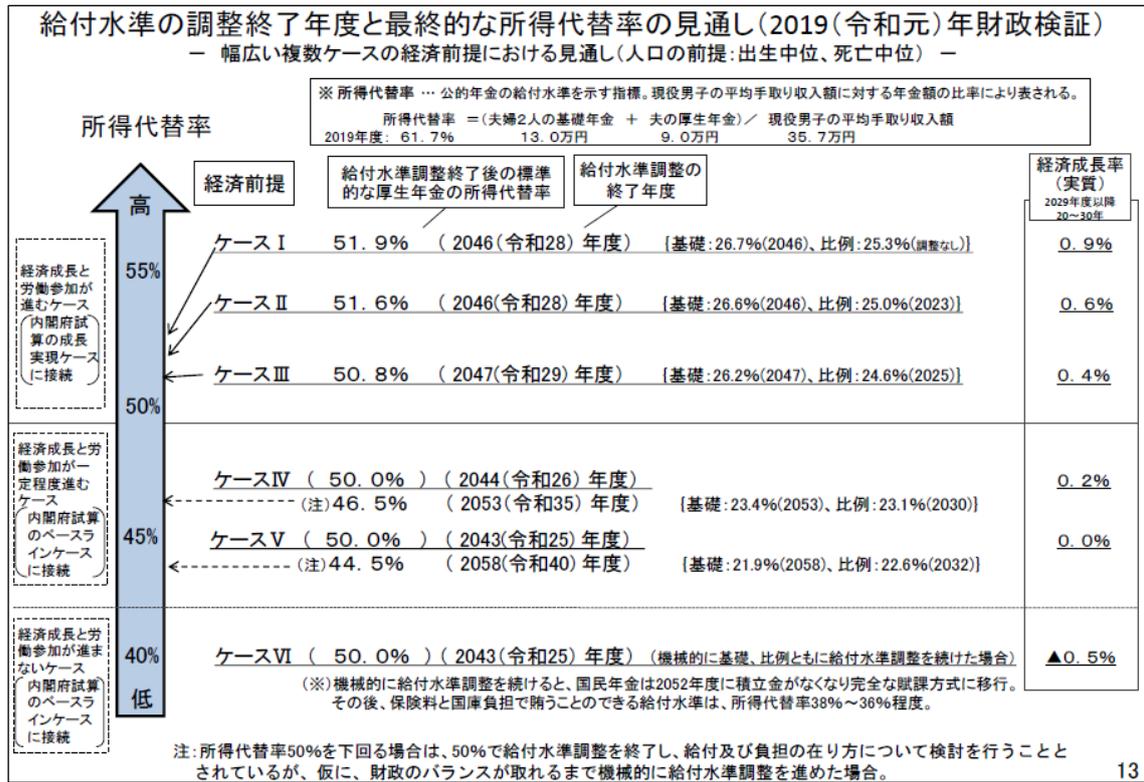
(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019年財政検証結果—」より当社作成。

### (3) 財政検証の結果

将来推計人口の前提が中位推計(出生中位・死亡中位)の場合の財政検証結果は図表 2 の通りです。2029 年度以降の「経済前提」については、前述の通り、高成長(ケース I)から低成長(ケース VI)まで 6 ケースを仮定しています。

マクロ経済スライドによる給付水準調整により、給付額が減額されることに伴って所得代替率は減少していきます。マクロ経済スライドは、概ね 100 年間の均衡期間において財政がバランスすることが確認できる時点まで実施することとなっていますが、所得代替率が 50%を下回ることが見込まれると、給付調整を終了し制度見直しを検討することとなっています。

図表 2 所得代替率の将来見通し



(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019年財政検証結果—」

図表 2 を見ると、「経済成長と労働参加が進むケース」(ケースⅠ~Ⅲ)については、財政がバランスするために必要となる、マクロ経済スライドの給付水準調整期間は 27~28 年間で、給付調整終了時点(2046~2047 年度)の所得代替率は 50%以上が確保されるという結果です。ただし、この時点の所得代替率はいずれのケースも足元(2019 年度は 61.7%)と比較しておよそ 2 割減少しています。

一方、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」(ケースⅣ、Ⅴ)、「経済成長と労働参加が進まないケース」(ケースⅥ)、では、今後 24~25 年間給付調整を行うと、財政がバランスする前に所得代替率が 50%を下回るという結果です。実際は、所得代替率が 50%を下回る場合は、給付の調整を終了し制度を見直すのですが、ケースⅣ、Ⅴにおいて仮に財政がバランスするまで機械的に給付調整を続けた場合は、給付の調整期間は 34~39 年間で、給付調整終了時点(2053~2058 年度)の所得代替率はケースⅣで 46.5%、ケースⅤで 44.5%となります。また、ケースⅥでは、機械的に給付調整を行ったとしても、国民年金は 2052 年度に積立金がなくなるという結果です。なお、マクロ経済スライドによる給付水準調整は、「財政均衡期間の最終年度(概ね 100 年後)に、給付費 1 年分の積立金を確保したうえで、収支が均衡する」ように行われるため、積立金がなくなるケースⅥでは、マクロ経済スライドにより財政のバランスを達成することはできず、その後の所得代替率は 36~38%となります。

報酬比例部分(厚生年金)と基礎年金部分(国民年金)とで給付水準の調整期間を比較すると、国民年金がより長期である点は注意が必要です(「経済成長と労働参加が進むケース」では、報酬比例が 0~6 年に対し、基礎年金は 27~28 年)。これはこれまで物価や賃金の伸びが小さく、マクロ経済スライドが発動されなかったこと等により給付調整が進まず国民年金の財政が悪化したため、財政をバランスするために長期の給付調整が必要となったためです。

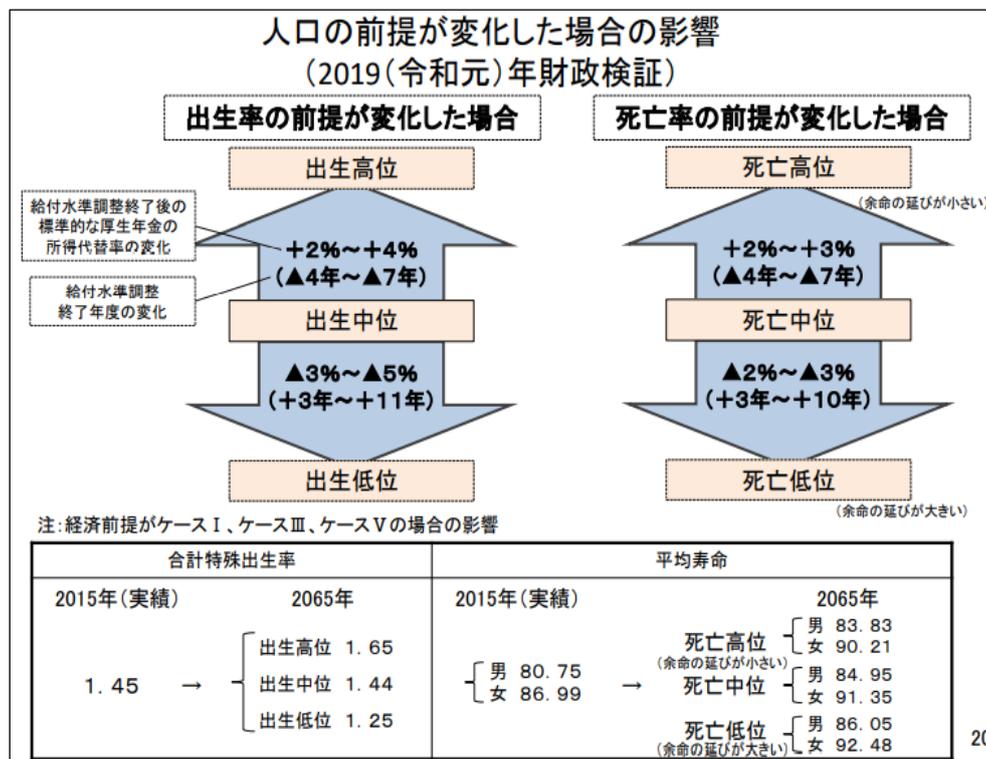
図表 2 の結果は、人口の前提が中位推計（出生中位・死亡中位）の場合ですが、それ以外の場合（低位・高位）の結果・中位推計との比較は以下のとおりです（図表 3）。

図表 3 人口前提が変化した場合の結果・影響

	中位推計	出生の前提が変化した場合(死亡中位)		死亡の前提が変化した場合(出生中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
ケースⅠ	51.9% (2046年)	53.8% <u>+1.9%</u> (2042年 ▲4年)	49.2% <u>▲2.7%</u> (2049年 ±3年)	53.4% <u>+1.5%</u> (2042年 ▲4年)	49.7% <u>▲2.2%</u> (2049年 ±3年)
ケースⅢ	50.8% (2047年)	53.4% <u>+2.6%</u> (2043年 ▲4年)	47.8% <u>▲3.0%</u> (2050年 ±3年)	53.1% <u>+2.3%</u> (2043年 ▲4年)	48.4% <u>▲2.4%</u> (2051年 ±4年)
ケースⅤ	44.5% (2058年)	48.7% <u>+4.2%</u> (2051年 ▲7年)	39.7% <u>▲4.8%</u> (2069年 ±11年)	47.4% <u>+2.9%</u> (2051年 ▲7年)	41.1% <u>▲3.4%</u> (2068年 ±10年)

※ 表の数値は給付調整終了時点の所得代替率、括弧内は給付調整終了年度

※ 所得代替率が50%を下回る場合は、仮に財政が均衡するまで機械的に給付調整を続けた場合の数値



(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019年財政検証結果—」より当社作成

図表 3 のとおり、出生率の前提を中位（1.44）から低位（1.25）に変更すると、給付水準調整期間が 3～11 年長期化し、調整後の所得代替率が 3～5% 低下します。同様に死亡の前提を中位から低位に変更すると、給付水準調整期間が 3～10 年長期化し、調整後の所得代替率が 2～3% 低下します。これは、現役世代の減少と受給世代の増加に伴い、年金財政を均衡させるためにより大きくマクロ経済スライドによる給付調整が必要となるためです。逆に、出生が高位、死亡が高位のケースでは、中位と比べると同程度改善が見込まれますが、人口の前提は所得代替率に少なからぬ影響を与えることには注意が必要です。

#### (4) 多様な世帯累計における(賃金水準別の)所得代替率

2019年の財政検証では、主に受給開始時点でのモデル世帯の所得代替率を検証しましたが、これ以外にも賃金別の所得代替率や受給開始後の所得代替率の推移などの関連試算を実施しています。ここでは、今後の制度見直しの議論に係るものとして、賃金水準別の所得代替率の試算を紹介します。

(3)の所得代替率は、受給開始時点の現役世代の平均賃金に対する比率であり、自身の現役時代の賃金に対する比率とは相違します。これに対し、図表4は賃金水準別に年金月額と現役時代の賃金(手取り)に対する比率を試算した結果です。

公的年金は、賃金水準が高いほど報酬比例部分は大きくなる一方で、基礎年金部分は定額です。このため賃金水準が低いほど年金全体に占める基礎年金部分の割合が大きくなり、賃金に対する比率が大きくなる所得再分配機能を有しています。図表4は、社会・経済の前提がケースⅢの場合の試算結果ですが、モデル世帯では将来の所得代替率は50.8%まで低下するものの、賃金水準が低い世帯では高い水準になることが分かります(賃金水準がモデル世帯の0.5倍(月額約24万円)の世帯では、年金の賃金に対する比率は約76%)。

図表4 賃金水準別の年金月額及び賃金比率の見通し(ケースⅢ)

(単位:万円)

	2019年実績		
	①年金額	②賃金(手取り)	③所得代替率 (①÷②)
モデル世帯	22.0	35.7	61.7%

	スライド終了時点(2047年)		
	①年金額	②賃金(手取り)	③所得代替率 (①÷②)
賃金水準がモデル世帯 の0.5倍の世帯	18.2	23.8	76.4%
賃金水準がモデル世帯 の0.75倍の世帯	21.2	35.9	59.1%
モデル世帯	24.0	47.2	50.8%
賃金水準がモデル世帯 の1.25倍の世帯	27.0	59.6	45.3%
賃金水準がモデル世帯 の1.75倍の世帯	32.9	83.5	39.4%

※ 2047年の年金額および賃金は2019年の物価に割戻した実質の金額

(出所)厚生労働省「2019年財政検証関連資料」より当社作成

## 第2章 オプション試算

2019年の財政検証では、以前の財政検証と同様に、今後の年金制度改革の検討に資するように、大きく2つのケース「A 被用者保険の更なる適用拡大」、「B 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択」、さらに2つのケースのサブシナリオまで含めて合計8ケースでオプション試算を実施しています（図表5）。

このうち、「A 被用者保険の更なる適用拡大」の3つのシナリオと「B 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択」のうち、B-①「基礎年金の拠出期間を延長した場合」、B-④「就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合」の2つのシナリオの5ケースを中心に解説します。

図表5 オプション試算の内容

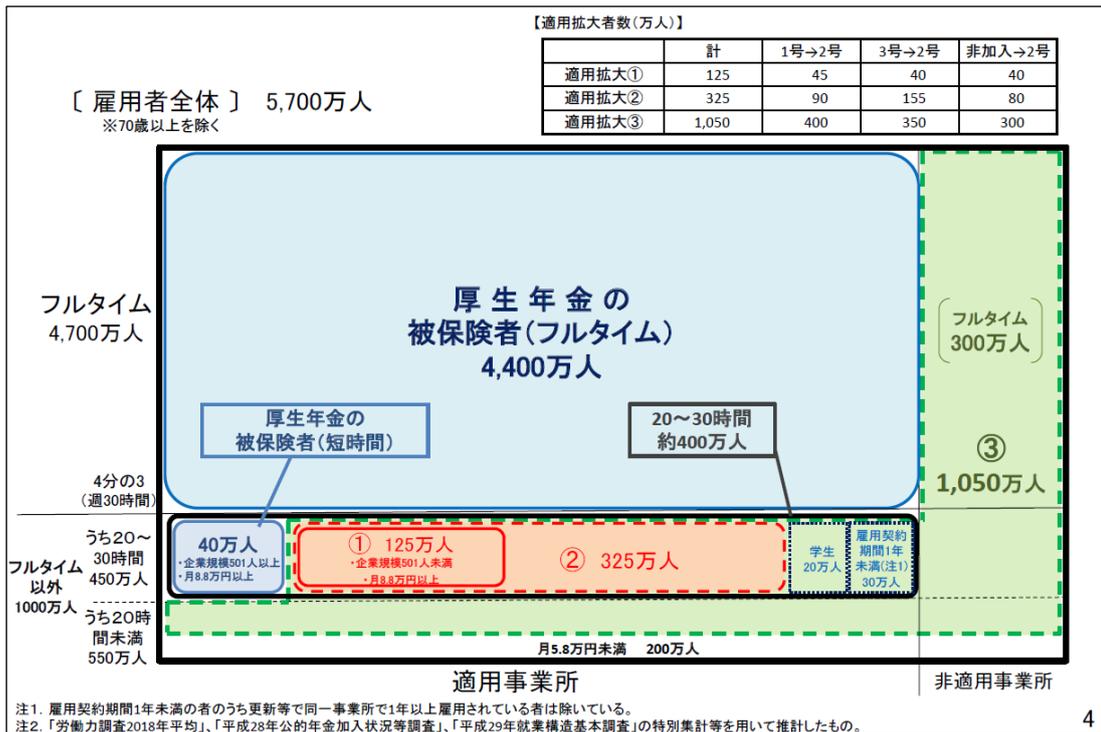
<b>オプションA…被用者保険の更なる適用拡大</b>
<b>適用拡大①(125万人ベース)：</b> 被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合 ・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者に適用拡大。
<b>適用拡大②(325万人ベース)：</b> 被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合 ・学生等の対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者に適用拡大。
<b>適用拡大③(1,050万人ベース)：</b> 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合 ・学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
<b>オプションB…保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択</b>
<b>①基礎年金の拠出期間延長：</b> 基礎年金の給付算定時の保険料納付期間の上限を、現行の40年(20歳から60歳)から45年(20歳から65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
<b>②在職老齢年金の見直し：</b> 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
<b>③厚生年金の加入年齢の上限の引上げ：</b> 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
<b>④就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大：</b> 受給開始可能期間の年齢上限を、現行の70歳から75歳までに拡大し、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が年金繰下げを選択した場合
<b>⑤就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改正を反映)：</b> 上記の①～④を全て実施した場合
<b>参考試算…2016年 年金改革法による年金額改定ルールの効果</b>
<b>①賃金が低下時に賃金変動率に合わせて改定することによる効果</b>
<b>②マクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)による効果</b>

(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算  
—2019年オプション試算結果—」より当社作成

### (1) オプションA「被用者保険の更なる適用拡大」の結果

厚生年金保険の適用事業所に使用されている70歳未満の従業員は原則として厚生年金保険の被保険者となりますが、週の労働時間が30時間未満の短時間労働者については、労働時間(週20時間以上)、賃金水準(月収8.8万円以上)、企業規模(従業員501人以上)等の加入要件があります。

図表 6 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018 年度時点】



(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—2019年オプション試算結果—」

ケース①は、企業規模要件を廃止し月 8.8 万円以上の賃金収入がある、所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者へ適用拡大した場合です(学生等は除く。125 万人程度増加する前提。図表 6 の「①125 万人」の部分に相当)。

ケース②は、さらに賃金要件を廃止し所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者へ適用拡大した場合です(学生等は除く。325 万人程度増加する前提。図表 6 の「②325 万人」の部分に相当)。

最後のケース③は、労働時間と企業規模の要件を廃止し、月 5.8 万円以上の賃金収入があるすべての被用者へ適用拡大した場合です(学生等へも適用拡大する。1,050 万人程度増加する前提。図表 6 の「③1,050 万人」の部分に相当)。

なお、このオプション試算を踏まえて被用者保険の適用拡大が行われ、企業規模要件は 2022 年 10 月からは 101 人以上、2024 年 10 月からは 51 人以上となり、それぞれ 45 万人、20 万人、合計で 65 万人の被保険者の増加が見込まれています。

試算結果は図表 7 の通りです。すべてのケースにおいて、給付調整終了時点の所得代替率が改善し、オプション A-①では 0.5%程度、オプション A-②では 1%程度、オプション A-③では 4~5%程度と、適用拡大の規模が大きいほど改善効果も大きくなります。また、注目すべきは基礎年金部分で効果が大きいことですが、(オプション A-③の場合、ケース I では基礎年金部分は 26.7%から 31.6%に大きく上昇、報酬比例部分は 25.3%から 24.6%にやや低下)これは第 1 号被保険者から第 2 号被保険者への異動により、国民年金の積立金のうち 1 人当たりの給付に充当できる額が増加することが主な要因と考えられます。

図表 7 オプション A-①～③被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の結果

	現行制度 【財政検証結果】	①適用拡大した場合 (125万人)	②適用拡大した場合 (325万人)	③適用拡大した場合 (1050万人)
ケース I	<b>51.9%</b> 比例: 25.3% 基礎: 26.7%	<b>52.4% +0.5%</b> 比例: 25.2% 基礎: 27.2%	<b>52.8% +0.9%</b> 比例: 25.1% 基礎: 27.8%	<b>56.2% +4.3%</b> 比例: 24.6% 基礎: 31.6%
ケース III	<b>50.8%</b> 比例: 24.6% 基礎: 26.2%	<b>51.4% +0.6%</b> 比例: 24.5% 基礎: 26.8%	<b>51.9% +1.1%</b> 比例: 24.4% 基礎: 27.6%	<b>55.7% +4.9%</b> 比例: 23.7% 基礎: 31.9%
ケース V	<b>44.5%</b> 比例: 22.6% 基礎: 21.9%	<b>45.0% +0.5%</b> 比例: 22.5% 基礎: 22.4%	<b>45.4% +0.9%</b> 比例: 22.4% 基礎: 22.9%	<b>49.0% +4.5%</b> 比例: 21.7% 基礎: 27.2%

※ 表の数値は給付調整終了時点の所得代替率

(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算  
—2019年オプション試算結果—」より当社作成

## (2) オプション B 「保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択」の結果

まず、オプション B-①「基礎年金の拠出期間を延長した場合」は、基礎年金の給付算定時の保険料納付期間の上限を、現在の40年(20歳から60歳)から45年(20歳から65歳)に延長し、伸びた5年分に対応して基礎年金額を増額する仕組みに変更した場合(満額では1.125倍(=45/40)に引上げる場合)の試算です。

試算結果は図表8の通りです。ケース I、III、Vのいずれであっても、最終的な所得代替率は6～7%改善されています(このうち、基礎年金分は3～4%の改善)。

図表 8 オプション B-①基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合

○ 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合  
・試算の便宜上、2026年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長した場合として試算。  
・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。

	20～60歳(40年)拠出モデル (65歳受給開始)	20～65歳(45年)拠出モデル (65歳受給開始)
	<b>現行の仕組み</b> ○ 基礎年金40年拠出 ○ 厚生年金40年拠出	<b>拠出期間の延長</b> ○ 基礎年金45年拠出 ○ 厚生年金45年拠出
	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度
ケース I	<b>51.9% (2046)</b> [比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)]	<b>58.8% (2045)</b> [比例: 28.4% (2020) 基礎: 30.4% (2045)]
ケース III	<b>50.8% (2047)</b> [比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)]	<b>57.6% (2046)</b> [比例: 27.6% (2025) 基礎: 30.0% (2046)]
ケース V	<b>44.5% (2058)</b> [比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)]	<b>51.0% (2055)</b> [比例: 25.3% (2032) 基礎: 25.6% (2055)]
		<b>現行の仕組み</b> ○ 基礎年金40年拠出 ○ 厚生年金45年拠出
		<b>55.1% (2046)</b> [比例: 28.4% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)]
		<b>53.9% (2047)</b> [比例: 27.7% (2025) 基礎: 26.2% (2047)]
		<b>47.3% (2058)</b> [比例: 25.4% (2032) 基礎: 21.9% (2058)]

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算  
—2019年オプション試算結果—」

続いて、オプションB-④「就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合」ですが、現在65歳から70歳までとされている年金受給開始時期を75歳までに拡大した制度のもので、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が退職まで受給開始時期を繰下げた場合の給付水準への影響を試算しています。なお、ここでは20歳から65歳まで45年間就労した場合の給付水準からの変化を見ています

図表9のとおり、いずれのケースでも最終的な所得代替率は大幅に上昇しています。

ケースIを見ると、70歳まで働いて受給開始する場合は、65歳までの場合の55.1%から77.8%へと22.7%上昇していますが、このうち5年長く保険料を拠出したことによる増分が3.2%、年金を繰下げたことによる増分が19.6%です。

図表9 オプションB-④就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合

	①現行制度 65歳まで働いて受給開始	②70歳まで働いて受給開始			③75歳まで働いて受給開始				
		所得代替率の増分 (②-①)	うち5年間 長く保険料を拠出したことによる増分	うち繰下げによる増分	所得代替率の増分 (③-①)	うち5年間 長く保険料を拠出したことによる増分	うち繰下げによる増分		
ケースI	55.1%	77.8%	+22.7%	+3.2%	+19.6%	97.3%	+42.2%	+3.2%	+39.1%
ケースIII	53.9%	76.1%	+22.2%	+3.1%	+19.1%	95.2%	+41.3%	+3.1%	+38.3%
ケースV	47.3%	66.8%	+19.5%	+2.8%	+16.7%	83.5%	+36.2%	+2.8%	+33.4%

※1 表の数値は給付調整終了時点の所得代替率

※2 基礎年金の拠出期間の上限は40年のため、60歳を超えて就労しても基礎年金は増加しない

※3 厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳を超えて就労しても報酬比例年金は増加しない

(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算  
—2019年オプション試算結果—」より当社作成

### 第3章 2019年財政検証以後の法令改正について

第2章のとおり、2019年の財政検証では基本的には将来の所得代替率50%が確保され、制度の健全性が確認されたと言えますが、低成長のケースではその限りではなく、公的年金をより健全で信頼性のある制度とするためには、将来の制度改正は避けられないものと考えられます。

これに対し、その後厚生労働省の社会保障審議会において、オプション試算の結果をもとに制度改正の議論が行われてきましたが、前回の財政検証以後に実施された制度改正は以下のとおりです。

参考として、企業年金・私的年金の関連する法令改正も記載しています。また、ここでは、2020年6月公布の年金改革法のうち被用者保険の適用拡大や受給開始時期の選択肢拡大に係る内容を記載しています（2024年12月の企業年金に係る法令改正を除く）。

図表 10 2019年財政検証以後の法令改正

施行日	改正内容
2022年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>受給開始時期の選択肢の拡大</b> 繰下げ受給の上限年齢を70歳から75歳に上げる（繰下げ増額率は月0.7%） 65歳未満で繰上げ受給する際の繰上げ減額率を月0.5%から0.4%に引上げる</li> <li>✓ <b>在職中の年金受給の在り方の見直し</b> 在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額の改定時期について、これまでの資格喪失時（退職時又は70歳到達時）から定時（毎年10月）に変更する 65歳未満の特別支給の老齢厚生年金に係る在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、28万円から47万円に引上げ）</li> <li>✓ <b>（参考）DCの受給開始時期の選択肢の拡大</b> 受給開始時期の上限年齢を70歳から75歳に上げる</li> </ul>
2022年 5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>（参考）DCの加入可能要件の見直し</b> 企業型は、65歳未満の厚生年金保険被保険者を70歳未満に変更する 個人型は、60歳未満の公的年金被保険者を65歳未満に変更する</li> </ul>
2022年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>被用者保険の適用拡大</b> 短時間労働者を被用者保険の適用対象とする企業規模要件について、501人以上から101人以上に変更する 常時5人以上の従業員を使用する個人事務所として適用事業所となる業種に弁護士や税理士といった「士業」を追加する</li> <li>✓ <b>（参考）企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和</b> 企業型規約に定めがなくても、企業型DCとの掛金合計額が上限の範囲内で加入可能となる</li> </ul>
2024年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>被用者保険の適用拡大</b> 短時間労働者を被用者保険の適用対象とする企業規模要件について、101人以上から51人以上に変更する</li> </ul>
2024年 12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>（参考）DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額の見直し、DB加入者の個人型DCの拠出限度額の見直し</b> 企業型DC・個人型DCの拠出限度額の算定に当たってDB掛金相当額（他制度掛金相当額）を反映する</li> </ul>

## 第4章 2024年財政検証に向けて

2024年の財政検証は来夏に公表が予定されていますが、それに向けて年末から来春にかけて厚生労働省の社会保障審議会を中心に、経済・社会前提やオプション試算の設定など議論が見込まれます（図表11）。最後に、経済前提やオプション試算の設定に関連する情報、予想される論点を解説します。

図表 11 公的年金制度改正に向けた議論のスケジュール

	年金部会	年金財政における経済前提に関する専門委員会	その他の予定（見込み）
令和5年 5月30日	第4回 ・年金部会における議論の進め方（案） ・次期制度改正に向けた主な検討事項（案） ・被用者保険の適用拡大		
令和5年夏	○それぞれの課題について議論		
令和6年1月	○専門委員会経過報告 ←	○基本的な考え方とりまとめ	
令和6年春	○オプション試算について議論  ○専門委員会結果報告 ← 〔厚生労働省における検証作業〕	○議論のとりまとめ ←	○内閣府の中長期試算  ○（独）労働政策研究・研修機構の労働力需給の推計
令和6年夏	○財政検証結果の報告 ○改正内容について議論		
令和6年末	○年金部会取りまとめ		

（出所）厚生労働省 第4回社会保障審議会年金部会資料1「年金部会における議論の進め方（案）」

### （1）将来推計人口（2023年推計）の概要について

2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所より国勢調査（2020年調査）を出発点とした日本の将来人口が公表されました。5年ごとに作成される将来推計人口は、今回は新型コロナウイルス感染拡大の影響で1年遅れの公表となりましたが、2019年の財政検証のときと同じく次回財政検証の人口（出生・死亡）の前提に使用されることが見込まれます。

以下に推計結果の概要と、特に財政検証の前提部分について前回（2017年推計）との比較を記載します（図表12、13）。

図表 12 2023 年将来推計人口の結果概要（中位推計）

	2020 年（実績）	2070 年（推計）
総人口	1 億 2615 万人	8700 万人
高齢化率	28.6%	38.7%
人口に占める外国人の割合	2.2%	10.8%
出生数	87 万 3000 人	50 万人
出生率	1.33	1.36
平均寿命	男 81.58 年 女 87.72 年	男 85.89 年 女 91.94 年

図表 13 前回推計値との比較（出生・死亡・高齢化率）

前回(2015年調査)			今回(2020年調査)		
合計特殊出生率			合計特殊出生率		
2015年(実績)	2065年(推計)		2020年(実績)	2070年(推計)	
	出生高位	1.65		出生高位	1.64
1.45	⇒ 出生中位	1.44	1.33	⇒ 出生中位	1.36
	出生低位	1.25		出生低位	1.13
平均寿命			平均寿命		
2015年(実績)	2065年(推計)		2020年(実績)	2070年(推計)	
	死亡高位	男 83.83 女 90.21		死亡高位	男 84.56 女 90.59
男 80.75 女 86.99	⇒ 死亡中位	男 84.95 女 91.35	男 81.58 女 87.72	⇒ 死亡中位	男 85.89 女 91.94
	死亡低位	男 86.05 女 92.48		死亡低位	男 87.22 女 93.27
高齢化率			高齢化率		
38.3%(2070年推計)			38.7%(2070年推計)		

（出所）図表 12,13 いずれも国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）結果の概要」より当社作成

推計結果から、今後日本の人口は、2020 年の 1 億 2,615 万人から、2070 年には 8,700 万人に減少し、65 歳以上人口割合は 2020 年の 28.6%から 2070 年には 38.7%へと増加するとされ、人口減少と高齢化が進行することが分かります。

財政検証への影響として、特に注目すべきは「出生率の低下」と「外国人の増加」です。出生率については、中位の長期推計は前回の 1.44 から今回は 1.36 に下方修正されています。第 1 章（3）のとおり、出生率の変動が財政検証における所得代替率に与える影響は小さくはありませんが、足元では 2021 年に 1.30 と前回の低位ケースの 1.25 に近い状況で推移しています。

一方で、外国人の入国超過を多く見積もったことで高齢化率が横ばい（前回 38.3%に対し今回は 38.7%）であることから、将来推計人口の前回からの変化が財政検証に与える影響は限定的と言う見方もあります。これは、マクロ経済スライドによる給付調整は、受給者数に対する被保険者数の割合（年金扶養比率）を保つように行われるため、日本人の現役世代が減少しても外国人の被保険者が増加し年金扶養比率が低下しなければ、給付調整の長期化は生じないためです（第 1 回第 3 章（2）参照）。

外国人の入国超過数は、コロナ禍前の実績をもとに推計しており、諸外国と比較した外国人入国者の割合からも合理的な前提とも考えられますが、出生率の低下を考慮すると、予想通り外国人が入ってこない場合は財政検証が甘い見積もりとなる恐れがあり、財政検証の人口前提としては、同じ前提とするのか、別のシナリオも設定するのかなど注意が必要です。

## (2) 基礎年金の給付拡充について

最後に、次回の財政検証、及び制度見直しの論点と予想される基礎年金の給付拡充についてお話します。基礎年金が高所得者から低所得者への所得移転・所得再分配機能を有していること、その一方で報酬比例に比べマクロ経済スライドによる給付調整をより大きく受ける見通しであることから、これが論点になることが考えられます。

第1章(4)のとおり、公的年金(報酬比例年金+基礎年金)による所得代替率は、所得の低い世帯ほど高くなりますが、これは低所得者ほど給付額全体に占める定額部分(基礎年金)の比重が大きくなるためであり、保険料は報酬比例部分(厚生年金)も合算して賃金に比例することから所得再分配機能を有していると言えます。基礎年金は、低所得者も含めてまさに老後の基礎的支出を確保する役割を果たしています。

一方で、第1章(3)のとおり、マクロ経済スライドによる給付調整は基礎年金の方が報酬比例年金に比べて22~27年も長くなっています。これまで賃金・物価が低い状況が続き給付調整が十分実施できず年金財政が悪化したため、財政均衡のために将来より大きく給付調整が必要になったことがその理由です。さらに、定額の基礎年金(国民年金)の方が、給付が賃金の伸びに影響される報酬比例年金に比べ給付調整が遅れ、より財政が悪化しました。

基礎年金の給付水準の低下は、老後の基礎的収支を確保する公的年金の社会保障としての役割を損なうものであり、報酬比例年金と合わせた公的年金全体での所得再分配の強化、新たな財源による給付の拡充、の2つが対策として考えられます。前者としては、「被用者保険の適用拡大」、「基礎年金と報酬比例年金の給付調整期間の統一」の2つが、後者は、「基礎年金の保険料納付期間の延長」が挙げられますが、以下ではその効果、課題を解説します。

### ① 被用者保険の適用拡大

第2章(1)のとおり、週の労働時間が30時間未満の短時間労働者について設けられている加入要件(労働時間(週20時間以上)、賃金水準(月収8.8万円以上)、企業規模(従業員501人以上)等)を緩和した場合は、適用拡大の規模に応じた所得代替率改善の効果があります。特に、基礎年金の改善効果が大きく、報酬比例年金部分の所得代替率・給付調整期間はやや悪化するもの、基礎年金の効果が上回り公的年金全体では所得代替率は改善します(オプションA-③(賃金水準月収5.8万以上を除き労働時間・企業規模等の全ての要件を撤廃)の場合、所得代替率は4~5%改善)。

これは基礎年金は、全ての受給者(第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者だった受給者)への給付費を、国民年金と厚生年金が現役世代の被保険者の人数に応じて負担することから、第1号被保険者から第2号被保険者の異動により、国民年金の負担が減少することによります。

短時間労働者の企業規模要件は2022年10月からは101人以上、2024年10月からは51人以上となり、これにより、それぞれ0.2%、0.1%、合計で0.3%の所得代替率の改善が見込まれていますが、企業規模要件や賃金水準要件のさらなる緩和が推進されることが予想されます。

また、常時5人以上の従業員を使用する個人事務所として適用事業所となる業種についても、2022年10月に弁護士や税理士といった「士業」が追加されましたが、農林水産業、小売・宿泊・飲食サービス業など現在対象外とされる業種への拡大が検討されるものと思われます。

ただし、適用拡大に当たっては新たに保険料を負担するため、事業主の負担が増えることに加えて、労働者側でも手取りが減少することによる就業調整（所謂 106 万円の壁）が課題に挙げられます。

## ② 基礎年金と報酬比例年金の給付調整期間の統一

第 1 回第 2 章で解説しましたとおり、マクロ経済スライドによる給付調整は、まず国民年金が財政均衡するように将来の基礎年金の給付水準を決定し、この基礎年金の給付水準をもとに、厚生年金保険が財政均衡するように公的年金全体（基礎年金＋報酬比例年金）の将来の給付水準を決定する仕組みです。このため給付調整期間は、基礎年金（国民年金）と報酬比例年金（厚生年金）とで相違しますが、国民年金の財政が悪化し基礎年金の給付水準が低下するほど、厚生年金では報酬比例年金に充てる財源が大きくなるのが基礎年金に比べ報酬比例年金の給付調整が小さくなる一因でした。

厚生労働者が 2020 年 12 月に社会保障審議会に提出した試算によると、マクロ経済スライドによる給付調整の仕組みを見直し、基礎年金と報酬比例年金の調整期間を統一させる場合は、将来の所得代替率は基礎年金で改善、報酬比例年金で悪化、公的年金全体では 4～5%改善するとされています（図表 14）。

これは、厚生年金から国民年金への所得移転、厚生年金の中でも高所得者から低所得者への所得移転が起こるため所得再分配機能が強化され、社会保障制度の主旨や公平性の観点からも一定の合理性がある方法と考えられます。

一方で、基礎年金は給付費の 2 分の 1 が国庫負担のため、基礎年金の給付改善に伴う新たな財源確保が課題に挙げられます。

以下は厚生労働省が実施した追加試算の結果です。2019 年財政検証をベースに行った試算であり、人口・経済等の基礎数値は 2019 年財政検証と同じですが、以降の法令改正（被用者保険の適用拡大等）を反映しているため現行制度の結果は財政検証の数値とは相違しています。このうち、追加試算①が「基礎年金と報酬比例年金の給付調整期間を一致させた場合」の試算です。参考に、追加試算②「①の調整期間の一致に加え、基礎年金を 45 年加入とし延長期間 5 年分の給付の 2 分の 1 国庫負担がある場合」の試算も掲載しています（試算②は以下「③基礎年金の保険料納付期間の延長」に関係します。この他追加試算③として試算②で国庫負担がない場合の試算も実施しています）。

図表 14 基礎年金と報酬比例年金の給付調整期間の統一した場合の試算結果

	2019年度(実績)	現行制度(法改正後) (40年加入)	追加試算① 調整期間一致 (40年加入)	追加試算② 調整期間一致 +45年加入
ケースⅢ	61.7% 比例:25.3% 基礎:36.4%	51.0% (2046年) 比例:24.5%(2025) 基礎:26.5%(2046)	55.6% +4.6% (2033年 ▲13年) 比例:22.6% 基礎:32.9%	62.5% +11.5% (2033年 ▲13年) 比例:25.4% 基礎:37.0%
ケースⅤ		44.7% (2057年) 比例:22.5%(2032) 基礎:22.2%(2057)	50.0% +5.3% (2039年 ▲18年) 比例:20.3% 基礎:29.6%	56.2% +11.5% (2039年 ▲18年) 比例:22.9% 基礎:33.3%

※ 表の数値は給付調整終了時点の所得代替率、括弧内は給付調整終了年度

※ 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

(出所)厚生労働省 第 86 回社会保障審議会年金数理部会資料 1「厚生労働省追加提出資料」

より当社作成

### ③ 基礎年金の保険料納付期間の延長

第2章(2)のとおり、基礎年金の給付算定のための保険料納付期間を、現在の40年(20歳から60歳)から45年(20歳から65歳)に延長した場合(満額では1.125倍(=45/40)に引上げる場合)は、基礎年金で所得代替率を3~4%改善する効果が示されています。

70歳までの雇用確保が求められる中で、60歳台前半の就業が一般化している状況においては、厚生年金の報酬比例部分では60歳以降の保険料納付期間が給付に反映されることを踏まえ、基礎年金においても保険料納付期間を給付に反映する、併せて国民年金の被保険者期間を延長することは合理的な見直しと考えられます。

一方で、課題は②と同様に財源であり、参考として図表14の追加試算②(ケースⅢ)によると、この場合の2070年の国庫負担は追加試算①の場合と比べて4兆円程度増えるとされています。なお、2004年の制度改革では基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引上げることになりましたが、その後の2014年の消費税引き上げで恒久財源を確保しました。

## おわりに

前回2019年の財政検証公表の際は、直前の老後2000万円問題が注目されました。これは老後の収支が月に5.5万円不足して30年間で約2000万円収入が不足するというものです。

当時と比べると、新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻、世界的な物価・金利上昇など社会・経済環境は大きく変わりましたが、公的年金が多く国民にとって老後所得の中心であることは変わらず、その十分性・持続可能性を検証する財政検証は注目に値します。まだ財政検証結果は分からないものの、前回のように所得代替率50%が確保されたとしても、マクロ経済スライドによる長期的な給付額低下は避けられず、人口・経済のシナリオによっては給付水準が大きく低下することも考えられることから、公的年金を補完する企業年金・個人年金の役割は高まっているものと考えられます。

例えば、前回のオプション試算では公的年金の繰下げの給付水準引上げ効果が示されていますが、引退から公的年金受け取りまでの所得に企業年金を充てることでこれが可能となります。もちろん、就労延長でも同じ方法が可能です。他にも公的年金は65歳から受け取り、上乘せとして企業年金を活用するなど、老後所得確保の方法は老後のライフプランに応じ人それぞれですが、冒頭挙げた老後2000万円問題のような老後所得が不足する事態を回避するうえで、企業年金は有力な制度と言えます。公的年金の財政検証及び制度改革に合わせて、企業年金・私的年金の制度改革も議論されていきますが、こちらも注視していきたいと思えます。

本稿が、皆さまにとって、公的年金の現状・課題や、企業年金の意義を理解するうえでの一助となれば大変嬉しく思います。

以上

※ 当資料に記載の情報については、特に断りのない限り、2023年9月現在の法令およびその時点で公表されている情報等に基づいたものであり、将来的に変更されることがあります。